

令和 6 年度事務分配等規程

令和 5 年 12 月 27 日

奈良家庭裁判所

令和 6 年 3 月 8 日一部改正

令和 6 年 4 月 16 日一部改正

奈良家庭裁判所の令和 6 年度における裁判官の配置、裁判事務の分配、代理順序及び開廷の日割並びに司法行政事務の代理順序を次のとおり定める。

第 1 条（裁判官の配置及び開廷の日割）

本庁、支部及び出張所の裁判官の配置並びに開廷の日割を別表第 1 のとおり定める。ただし、本庁、各支部及び吉野出張所（以下「出張所」という。）における開廷の日割の詳細については、当該本庁、支部及び出張所の裁判官の申合せにより定める。

第 2 条（裁判事務の分配）

1 本庁及び葛城支部における事件の具体的な分配については、本庁及び葛城支部のそれぞれの裁判官全員の申合せにより定める裁判官が担当する。

2 次に掲げる葛城支部における事件は、本庁において取り扱う。

(1) 差戻事件及び再審請求事件のうち、葛城支部で裁判所を構成することができない事件

(2) 葛城支部の合議体でした観護措置決定及び更新決定に対する異議事件

3(1) 五條支部における事件は同支部の裁判官が、吉野出張所における事件は同出張所の裁判官が、それぞれ担当する。ただし、差戻事件及び再審請求事件は、本庁に分配する。

(2) 五條支部における裁判官の合議体で取り扱う事件は、葛城支部において取り扱う。

(3) 吉野出張所において取り扱う事務は、裁判官の合議体で扱う事件以外に限る。

4 休日（裁判所の休日に関する法律第1条に規定する裁判所の休日をいう。以下、同じ。）における観護措置決定、観護措置決定及び更新決定に対する異議事件並びに国選付添人選任手続については、全裁判官の申合せにより定める裁判官が担当する。

第3条（事件の回付）

- 1 本庁、支部及び出張所相互間における関連事件の処理については、関係する本庁の上田元和裁判官、当該支部の支部長、当該出張所の裁判官及び当該裁判官が協議して、これをそのいずれかに集めることができる。
- 2 管轄区域の定めに応じて提起等された事件について、本庁に係属する事件を本庁で処理することが相当でないとき、支部に係属する事件を当該支部で処理することが相当でないとき又は出張所に係属する事件を当該出張所で処理することが相当でないときは、関係する本庁の上田元和裁判官、当該支部の支部長、当該出張所の裁判官及び当該裁判官が協議して、本庁に係属する事件を支部又は出張所に、支部に係属する事件を本庁、他の支部又は出張所に、出張所に係属する事件を本庁又は支部に移すことができる。
- 3 管轄区域の定めに反して提起等された事件について、同事件を本来審理すべき本庁、他の支部又は出張所に移すことができる。

第4条（裁判官に差し支えあるときの代理順序）

- 1 本庁の裁判官に差し支えのあるときの代理順序を別表第2のとおり定める。
- 2 支部及び出張所の裁判官に差し支えのあるときの代理順序を別表第3のとおり定める。
- 3 合議事件の代理裁判長及び代理裁判長の代理順序を次のとおり定める。
 - (1) 本庁の合議事件の代理裁判長を上田元和裁判官とし、同裁判官に差し支えのあるときは澤田正彦裁判官が代理する。
 - (2) 葛城支部の家事合議事件の代理裁判長を西田政博裁判官とする。
 - (3) 葛城支部の観護措置決定、更新決定に対する異議事件（少年法第17条の2第3項。ただし、合議体でしたものは除く。）の代理裁判長を棚木有紀裁

判官とする。

4 前各項によることができないときは、所長が指名する裁判官が代理する。

第5条（司法行政事務の代理順序）

- 1 所長に差し支えのあるときは、本庁の上田元和裁判官が代理し、同裁判官にも差し支えのあるときは、所長の指名する裁判官が代理する。
- 2 葛城支部の支部長に差し支えのあるときは、同支部の裁判官（未特例判事補を除く。）が席次に従い代理し、いずれの裁判官にも差し支えのあるときは、所長の指名する裁判官が代理する。
- 3 五條支部の支部長に差し支えのあるときは、葛城支部の裁判官（未特例判事補を除く。）が席次に従い代理し、いずれの裁判官にも差し支えのあるときは、所長の指名する裁判官が代理する。
- 4 出張所の裁判官に差し支えのあるときは、所長の指名する裁判官が代理する。

附 則

この定めは、令和6年1月1日から施行する。

附 則（令和6年3月8日一部改正）

この定めは、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年4月16日一部改正）

この定めは、令和6年4月17日から施行する。

別表第1 (本庁、支部及び出張所の裁判官の配置並びに開廷の日割)

1 本庁 (月、火、水、木、金曜日)

裁判官 (所長)	濱 本 章 子
裁判官	澤 田 正 彦
裁判官	和 田 健
裁判官	上 田 元 和
裁判官	太 田 雅 之
裁判官	若 原 央 子
裁判官	石 間 大 輔
裁判官	岡 田 卓
裁判官	今 城 智 徳
裁判官	山 本 明 子
裁判官	木 内 悠 介
裁判官	矢 島 佑 一

2 支部及び出張所

葛城支部 (月、火、水、木、金曜日)

裁判官 (支部長)	真 鍋 秀 永
裁判官	中 川 正 充
裁判官	西 田 政 博
裁判官	栩 木 有 紀
裁判官	宮 本 浩 治
裁判官	園 部 伸 之

五條支部 (月、水、木、金曜日)

裁判官 (支部長)	賀 来 哲 哉
-----------	---------

吉野出張所 (火曜日)

裁判官 (填補)	賀 来 哲 哉
----------	---------

別表第2(裁判官に差し支えのあるときの代理順序)

本庁

事件種別	差し支えのある裁判官	代理すべき裁判官及びその代理順序	
人事訴訟事件	上田元和 山本明子 矢島佑一	山本明子 上田元和 上田元和	
家事事件	別表第一審判事件(即日審判事件を除く。)	上田元和 山本明子	山本明子 上田元和
	別表第一審判事件のうち即日審判事件	濱本章子 上田元和 山本明子	上田元和 山本明子 山本明子 濱本章子 上田元和 濱本章子
その他の事件	別表第二審判事件	上田元和 山本明子	山本明子 上田元和
	調停事件	濱本章子 上田元和 山本明子	上田元和 山本明子 山本明子 濱本章子 上田元和 濱本章子
	その他の事件	上田元和 山本明子	石間大輔 今城智徳 澤田正彦 和田健
少年事件	担当裁判官	矢島佑一 上田元和 山本明子 澤田正彦 岡田卓 木内悠介 今城智徳 石間大輔 太田雅之 和田健	

別表第3(裁判官に差し支えのあるときの代理順序)

1 葛城支部

事件種別	差し支えのある裁判官	代理すべき裁判官及びその代理順序
人事訴訟事件 家事事件	真鍋秀永	西田政博 宮本浩治 棚木有紀
	西田政博	宮本浩治 真鍋秀永 棚木有紀
	棚木有紀	真鍋秀永 西田政博 宮本浩治
	宮本浩治	真鍋秀永 西田政博 棚木有紀
	園部伸之	真鍋秀永 西田政博 宮本浩治
少年事件	真鍋秀永	西田政博 棚木有紀 宮本浩治
	棚木有紀	宮本浩治 真鍋秀永 西田政博
	園部伸之	真鍋秀永 西田政博 宮本浩治

2 五條支部及び吉野出張所

支部及び出張所	差し支えのある裁判官	代理すべき裁判官及びその代理順序
五條支部	賀来哲哉	宮本浩治 西田政博 園部伸之 矢島佑一
吉野出張所	賀来哲哉	西田政博 宮本浩治